

鶴ヶ島市地域防災計画 目次

ページ

第1章	総 則	1-1
第1節	計画の目的	1-2
第2節	計画の基本フレーム	1-3
	第1項 位置づけ	1-3
	第2項 構成	1-3
	第3項 修正	1-4
	第4項 用語	1-4
第3節	鶴ヶ島市災害対策の基本的な考え方	1-5
第4節	業務の大綱	1-7
	第1項 実施主体に基づく対策の体系化	1-7
	第2項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1-7
第5節	鶴ヶ島市の概況	1-13
	第1項 自然条件	1-13
	第2項 社会条件	1-14
	第3項 災害履歴	1-15
第6節	計画の条件	1-18
	第1項 地震被害想定	1-18
	第2項 市の特性	1-21
第2章	災害予防計画	2-1
第1節	調査研究の推進	2-2
	第1項 基礎的な調査研究	2-2
	第2項 計画的な調査研究の実施	2-2
第2節	適切な土地利用の推進	2-3
	第1項 土地利用の適正化	2-4
	第2項 地盤沈下の防止	2-4
	第3項 液状化区域の把握と留意	2-5
第3節	建築物・土木施設等の耐震化	2-6
	第1項 建築物	2-7
	第2項 公共土木施設	2-9
	第3項 ライフライン	2-10
第4節	防災都市づくりの促進	2-13
	第1項 防災都市づくり	2-14
	第2項 市街地の整備	2-14
	第3項 建物の不燃化	2-15
	第4項 オープンスペース等の確保	2-15

第5節	避難予防対策	2-16
	第1項 避難計画の策定	2-19
	第2項 指定緊急避難場所及び避難路の選定	2-22
第6節	自助、共助、連携による防災体制の整備	2-25
	第1項 自助、共助による住民の防災力向上	2-26
	第2項 市及び防災関係機関の防災体制の整備	2-28
	第3項 応援協力体制の整備	2-29
	第4項 自主防災組織の整備	2-31
	第5項 事業所等における防災組織の整備	2-34
	第6項 地区防災計画の策定	2-35
	第7項 ボランティアの活動環境の整備	2-36
	第8項 適切な避難行動に関する普及啓発	2-36
第7節	災害情報体制の整備	2-38
	第1項 情報通信設備の安全対策	2-39
	第2項 情報収集伝達体制の整備	2-40
第8節	医療救護体制の整備	2-41
	第1項 初期医療体制の整備	2-44
	第2項 後方医療体制の整備	2-45
	第3項 応援医療体制の整備	2-45
第9節	物資及び資機材等の備蓄と輸送	2-46
	第1項 保存水、食料、生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備	2-49
	第2項 防災用資機材等の備蓄	2-53
	第3項 医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備	2-54
	第4項 物資調達・輸送に関する体制の整備	2-54
	第5項 物資調達・輸送に関する訓練の実施	2-54
	第6項 緊急輸送道路の確保	2-55
	第7項 緊急通行車両の事前届出	2-55
第10節	火災予防体制の整備	2-57
	第1項 出火防止	2-58
	第2項 初期消火	2-59
	第3項 危険物取扱施設の安全化	2-60
	第4項 消防力の強化	2-61
第11節	防災知識の普及	2-64
	第1項 住民に対する防災知識の普及	2-65
	第2項 防災対策要員に対する防災教育	2-65
	第3項 学校における防災教育	2-66
	第4項 事業所等における防災教育	2-66
第12節	防災訓練	2-68
	第1項 総合防災訓練	2-69
	第2項 市及び防災関係機関等が実施する訓練	2-69

	第3項 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練	2-70
第13節	要配慮者の安全対策	2-72
	第1項 社会福祉施設等入所者の安全確保	2-74
	第2項 在宅要配慮者の安全確保	2-75
	第3項 外国人の安全確保	2-79
第14節	風水害等の予防	2-80
	第1項 雨水施設等の整備	2-81
	第2項 水害危険区域の把握	2-81
	第3項 水防用資機材の整備	2-81
第15節	その他の予防対策	2-82
	第1項 帰宅困難者対策	2-82
	第2項 遺体の埋・火葬対策	2-83
	第3項 防疫対策	2-83
	第4項 応急住宅対策	2-83
	第5項 文教対策	2-84
	第6項 がれき処理等廃棄物対策	2-85
第3章	震災応急対策計画	3-1
第1節	応急活動体制	3-2
	第1項 職員の動員配備	3-3
	第2項 市の活動体制（市災害対策本部）	3-6
	第3項 災害時における施設の利用方針	3-11
第2節	災害情報の収集伝達	3-13
	第1項 通信手段の確保	3-15
	第2項 地震情報の収集伝達	3-15
	第3項 被害情報の収集伝達	3-17
第3節	広報広聴対策	3-20
	第1項 災害情報の広報	3-21
	第2項 広聴活動	3-22
第4節	応援体制・要員確保	3-23
	第1項 指定地方行政機関等の活動体制及び相互協力	3-24
	第2項 要員の確保	3-27
第5節	自衛隊災害派遣	3-28
	第1項 災害派遣の活動	3-29
	第2項 災害派遣の要請	3-30
	第3項 災害派遣部隊の受入体制の確保	3-31
第6節	災害救助法の適用	3-33
	第1項 救助法の適用	3-34
	第2項 救助の実施方法等	3-36
第7節	消防	3-38

	第1項	消防本部による消防活動	3-39
	第2項	消防団による消防活動	3-40
	第3項	応援要請	3-40
第8節	救急救助・医療救護・保健		3-43
	第1項	救急・救助	3-44
	第2項	医療及び助産救護活動	3-45
	第3項	傷病者の搬送	3-45
	第4項	精神科救急医療の確保	3-46
	第5項	精神保健活動	3-46
第9節	避難		3-47
	第1項	避難情報	3-48
	第2項	警戒区域の設定	3-50
	第3項	避難の誘導	3-51
	第4項	指定避難所の開設・運営	3-51
第10節	緊急交通路の確保		3-58
	第1項	道路被害状況の把握	3-59
	第2項	緊急輸送道路の応急復旧作業	3-59
	第3項	緊急輸送道路の状況の広報	3-60
第11節	緊急輸送		3-61
	第1項	緊急輸送車両等の確保	3-62
	第2項	緊急輸送道路の確保	3-62
	第3項	緊急通行車両の確認手続き等	3-63
	第4項	物資の集積場所及び要員の確保	3-63
第12節	社会秩序の維持等		3-64
	第1項	社会秩序の維持及び社会的混乱の防止	3-65
第13節	飲料水・食料・生活必需品の供給		3-66
	第1項	飲料水の確保及び供給	3-67
	第2項	生活用水の確保及び供給	3-68
	第3項	食料の確保及び供給	3-68
	第4項	生活必需品の確保及び供給	3-70
第14節	要配慮者対策		3-72
	第1項	社会福祉施設入所者等の安全確保対策	3-73
	第2項	在宅要配慮者の安全確保対策	3-73
	第3項	外国人の安全確保対策	3-75
	第4項	指定避難所における要配慮者への配慮	3-76
第15節	環境衛生		3-77
	第1項	ごみ処理	3-78
	第2項	し尿処理	3-79
	第3項	災害廃棄物処理	3-79
	第4項	防疫活動	3-81

	第5項	食品衛生監視	3-81
	第6項	動物愛護	3-81
第16節		行方不明者や遺体の捜索、処理及び埋・火葬	3-82
	第1項	行方不明者、遺体の捜索	3-83
	第2項	遺体の処理	3-84
	第3項	遺体の埋・火葬	3-85
第17節		建築物等の応急対策	3-86
	第1項	建築物等の応急対策	3-87
	第2項	危険物施設の取扱応急対策	3-89
	第3項	家畜及び畜産施設の応急対策	3-89
第18節		住宅応急復旧	3-90
	第1項	応急住宅の確保	3-91
	第2項	被災住宅の応急修理	3-92
	第3項	住宅関係障害物除去	3-93
第19節		ライフライン施設等の応急対策	3-94
	第1項	ライフライン施設の応急対策	3-95
	第2項	交通施設の応急対策	3-105
第20節		文教・福祉対策	3-108
	第1項	応急教育の実施	3-109
	第2項	学用品の調達及び支給	3-110
	第3項	応急保育の実施	3-111
	第4項	文化財の保護	3-112
第21節		帰宅困難者対策	3-113
	第1項	情報提供	3-113
	第2項	一時滞在施設の確保	3-114
	第3項	帰宅の支援	3-114
	第4項	保育所・学校等における対策	3-114
第22節		災害時受援計画	3-115
	第1項	国からの応援受入	3-116
	第2項	地方公共団体からの応援受入	3-116
	第3項	ボランティアの応援受入	3-117
	第4項	公共的団体からの応援受入	3-119
第4章		風水害等応急対策計画	4-1
第1節		応急活動体制	4-2
	第1項	事前措置及び応急措置	4-3
	第2項	職員の動員配備	4-4
	第3項	市の活動体制（市災害対策本部）	4-6
	第4項	応援体制・要員確保	4-7
第2節		自衛隊災害派遣	4-8

第3節	災害情報の収集伝達	4-9
	第1項 通信手段の確保	4-9
	第2項 注意報・警報の種類及び発表基準	4-9
	第3項 被害情報の収集伝達	4-12
第4節	広報広聴対策	4-13
第5節	災害救助法の適用	4-14
第6節	消防	4-15
第7節	水防	4-16
	第1項 水防本部の設置	4-16
	第2項 監視、警戒活動	4-16
	第3項 気象情報、水防情報の伝達	4-17
	第4項 避難	4-17
	第5項 警戒区域の設定	4-18
	第6項 資器材の備蓄および水防措置の実施	4-18
	第7項 応援協力	4-18
第8節	救急救助・医療救護・保健	4-19
第9節	避難	4-20
	第1項 避難情報	4-21
第10節	緊急交通路の確保	4-24
第11節	緊急輸送	4-25
第12節	飲料水・食料・生活必需品の供給	4-26
第13節	要配慮者対策	4-27
第14節	環境衛生	4-29
第15節	行方不明者や遺体の捜索、処理及び埋・火葬	4-30
第16節	建築物等の応急対策	4-31
	第1項 建築物等の応急対策	4-31
	第2項 農地、農業関係の応急対策	4-32
第17節	住宅応急復旧	4-33
第18節	ライフライン施設等の応急対策	4-34
第19節	文教・福祉対策	4-35
第20節	雪害対策	4-36
	第1項 基本方針	4-38
	第2項 大雪災害の特徴	4-38
	第3項 予防・事前対策計画	4-39
	第4項 応急対策計画	4-42
第21節	その他の災害	4-46
	第1項 毒・劇物による人身被害対策	4-48
	第2項 鉄道災害対策	4-49
	第3項 航空機事故災害対策	4-51
	第4項 放射性物質及び原子力発電所事故対策	4-53

	第5項	大規模火災対策	4-59
	第6項	道路災害対策	4-60
	第7項	竜巻・突風等対策	4-62
	第8項	火山噴火降灰対策	4-72
第5章		災害復旧計画	5-1
	第1節	迅速な災害復旧	5-2
		第1項 災害復旧事業計画の作成	5-3
		第2項 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	5-4
		第3項 災害復旧事業の実施	5-6
	第2節	計画的な災害復興	5-7
		第1項 市災害復興対策本部の設置	5-8
		第2項 災害復興計画の策定	5-8
		第3項 災害復興事業の実施	5-8
	第3節	生活再建等の支援	5-9
		第1項 義援金及び見舞金品の受入配分計画	5-10
		第2項 被災者の生活の確保	5-11
		第3項 被災者への融資等	5-12
		第4項 被災者生活再建支援制度	5-14
		第5項 埼玉県・市町村被災者安心支援制度	5-15
第6章		南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画	6-1
	第1節	実施計画	6-2
		第1項 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応	6-3
		第2項 地震発生後の対応	6-4
第7章		複合災害対策計画	7-1
	第1節	概要	7-2
		第1項 基本方針	7-3
		第2項 対策の方向性	7-3
	第2節	予防・事前対策計画	7-4
		第1項 複合災害に関する防災知識の普及	7-4
		第2項 複合災害発生時の被害想定の実施	7-5
		第3項 防災施設の整備等	7-5
		第4項 非常時情報通信の整備	7-6
		第5項 避難対策	7-6
		第6項 災害医療体制の整備	7-6
		第7項 災害時の要配慮者対策	7-6
		第8項 緊急輸送体制の整備	7-6
	第3節	応急対策計画	7-7

	第1項	情報の収集伝達	7-7
	第2項	交通規制	7-7
	第3項	道路の修復	7-7
	第4項	避難所の再配置	7-7
第8章		最悪事態（シビアコンディション）への対応	8-1
	第1項	最悪事態（シビアコンディション）を設定する目的	8-2
	第2項	最悪事態（シビアコンディション）への対応	8-2
	第3項	最悪事態（シビアコンディション）の共有と取組の実施	8-2
第9章		住民等の予防計画及び応急対策計画	9-1
	第1節	住民等の災害予防対策	9-2
		第1項 災害予防体制の整備	9-3
		第2項 避難予防対策	9-7
		第3項 火災予防体制の整備	9-10
		第4項 防災訓練	9-11
		第5項 在宅要配慮者の安全確保	9-12
	第2節	住民等の災害応急対策	9-16
		第1項 住民の応急活動体制	9-17
		第2項 救急・救助	9-18
		第3項 避難	9-18
		第4項 防犯活動	9-23
		第5項 食料・生活必需品の供給	9-24
		第6項 在宅要配慮者の安全確保対策	9-25
	第3節	南海トラフ地震の臨時情報発表に伴い住民等がとるべき措置	9-26
		第1項 住民のとるべき措置	9-27
		第2項 自主防災組織のとるべき措置	9-28
		第3項 事業所のとるべき措置	9-29
第10章		広域応援計画	10-1
	第1節	概要	10-2
		第1項 想定災害	10-2
		第2項 対象地域	10-2
	第2節	事前対策計画	10-3
		第1項 広域支援拠点の確保	10-3
		第2項 広域応援要員派遣体制の整備	10-3
		第3項 広域避難受入体制の整備	10-4
		第4項 市内被害の極小化による活動余力づくり	10-4
	第3節	応急対策計画	10-5
		第1項 広域応援調整	10-5

第2項	広域応援要員の派遣	10-6
第3項	広域避難の支援	10-7
第4項	がれき処理支援	10-8
第5項	環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援	10-8
第4節	復旧・復興支援計画	10-9
第1項	広域復旧復興支援（職員派遣、業務代行）	10-9
第2項	遺体の埋・火葬支援	10-10
第3項	仮設工場・作業場の斡旋	10-10
第4項	生活支援	10-10
第5項	首都機能の維持	10-10

鶴ヶ島市地域防災計画（資料編）目次

■都市公園の現状	資- 1
■鶴ヶ島市防災会議条例	資- 3
■鶴ヶ島市災害対策本部条例	資- 5
■災害対策本部等に関する要綱	資- 6
■鶴ヶ島市防災行政無線局管理運用要綱	資- 24
■鶴ヶ島市防災行政無線局（固定系）運用要領	資- 27
■鶴ヶ島市防災行政無線局（移動系）運用要領	資- 29
■鶴ヶ島市防災行政無線系統図	資- 31
■鶴ヶ島市防災行政無線（固定系）子局一覧表	資- 33
■様式1 災害情報記録用紙	資- 35
■様式2 本部長指令	資- 36
■様式3 警戒体制等配備の施行についての通知書	資- 37
■様式4 警戒体制等発令書	資- 38
■様式5 避難情報についての報告	資- 39
■様式6 高齢者等避難	資- 40
■様式7 避難指示	資- 41
■様式8 避難者名簿	資- 42
■様式9 避難収容状況調	資- 43
■様式10 避難所開設状況	資- 44
■様式11 避難所状況報告	資- 45
■様式12 避難所状況一覧	資- 46
■様式13 食糧調達状況	資- 47
■様式14 輸送状況	資- 48
■様式15 物品輸送引渡書	資- 49
■様式16 り災証明等申請書	資- 50
■様式17 り災証明書	資- 52
■様式18 被災証明書	資- 53
■様式19 建物被害認定再調査申請書	資- 54
■様式20 義援品受領書・義援金領収書	資- 56
■様式21 遺体処理票	資- 57
■様式22 遺体遺留品処理票	資- 58
■自衛隊に対する要請文書のあて先	資- 59
■緊急の場合の連絡先（自衛隊）	資- 59
■様式23 自衛隊災害派遣要請書	資- 60
■様式24 自衛隊災害派遣撤収要請書	資- 61
■県災害対策本部運営要領 様式第1号 発生速報	資- 62
■県災害対策本部運営要領 様式第2号 経過速報	資- 63
■災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について	資- 64

■埼玉県下消防相互応援協定	資- 68
■関越自動車道・首都圏中央連絡自動車道における消防相互応援協定書	資- 71
■埼玉県防災ヘリコプター応援協定	資- 82
■埼玉県特別機動援助隊設置要綱	資- 84
■埼玉県緊急消防援助隊受援計画	資- 87
■坂戸・鶴ヶ島消防組合受援計画	資- 99
■緊急通行車両以外の車両通行止め表示	資-106
■緊急通行車両等確認申請書	資-107
■緊急通行車両の標章	資-108
■緊急通行車両事前届出書・緊急通行車両事前届出済書	資-109
■被災者個人への融資	資-110
■被災中小企業への融資	資-114
■被災農林漁業関係者への融資	資-115
■被災者生活再建支援制度	資-118
■埼玉県・市町村被災者安心支援制度	資-120
■鶴ヶ島市災害弔慰金の支給等に関する条例	資-124
■鶴ヶ島市農業災害対策措置要綱	資-128
■災害時協定締結状況	資-132